

災害時における段ボール製品の調達に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と、東日本段ボール工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における段ボール製品の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、千葉市の管轄地域内で災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営に必要な物資（以下「物資」という。）の調達について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を必要とするときは、乙に対し、文書により物資の調達等について協力を要請することができる。ただし、甲が緊急を要すると認めるときは、電話又はその他の方法により行うことができるものとし、その場合は事後に速やかに書面を提出するものとする。

（協力の実施及び受諾等）

第3条 乙は、前条の規定による要請があったときは、乙の組合員のうち、以下の条件を満たす者を選定する。

- (1) 千葉市の管轄地域内、最寄りの場所等に事業所を有する者
- (2) 生産設備が被災しておらず、甲の要請を満たす生産能力を有している者
- (3) 甲の要請に優先的に対応することが可能な者

2 乙は、前項で選定した複数の組合員のうち、承諾をした組合員があった場合には、甲に対して次の事項を連絡するものとする。

- (1) 当該組合員の名称、所在地
- (2) 連絡窓口、連絡方法
- (3) 物資の種類、数量、提供可能時期
- (4) その他必要な事項

3 甲は、乙から前項の連絡を受けた後、組合員と物資の調達に必要な基本的条件について協議するものとする。

協議事項は以下の通りとする。

なお、甲及び組合員は、合意内容を書面にして正本各1部を保有し、乙には写し1部を提出する。

- (1) 物資（種類、数量、対価）
- (2) 引渡し時期
- (3) 引渡し場所
- (4) 搬送手段・費用
- (5) その他必要な事項

4 乙及び組合員は、可能な範囲において物資の供給等に協力するよう努めるものとし、甲は、乙及び組合員が物資の供給等を迅速かつ安全に行うことができるよう必要な協力を行うものとする。

（物資の種類）

第4条 物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) その他組合員の取扱商品

（物資の引渡し）

第5条 組合員は、第3条第3項の協議により合意された場所等で甲に物資を引き渡すものとする。その際、甲は指定する者をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 組合員は、引渡し、搬送等の終了後、速やかに書面により物資の種類、数量等を甲及び乙に報告するものとする。

3 乙は、組合員もしくは搬送関係者（搬送業者等）に最大限の努力をもって協定を履行するよう求めるが、履行することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾し、対応策について乙及び組合員と協議する。

(費用)

第6条 組合員が供給する物資の対価及び搬送等の費用については、相当額を甲が負担するものとする。
2 前項の物資の対価及び搬送等の費用については、災害発生時の直前における価格を基準とし、甲及び組合員が協議の上決定するものとする。

(連絡体制等)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。
2 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、組合員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(車両の通行等)

第8条 甲は、第2条の要請に基づき組合員が物資を搬送等する際に、緊急通行車両として、通行できるよう協力するものとする。

(協議等)

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、情報を共有するとともに、随時協議を行うものとする。
2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、組合員の生産能力及び災害時の連絡体制について報告を求めることができる。
3 乙は、日頃より、本協定の趣旨及び手続等について組合員の理解を深めるよう努力するものとする。

(実施細目等)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、甲又は乙が既に他の者と締結している災害協力協定、今後個別に締結する災害協力協定等を妨げ或いは妨げられるものではない。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙のいずれかが、解除の予定日の1か月前までに文書による解除の申し出をしない限り、その効力を継続するものとする。

(その他)

第13条 この協定に定めのない事項、疑義を生じた事項、解釈等については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成31年 4月19日